提出順	18	発言順	18	令和 平成 元年 6月 5日 午前・午後 11 時 46 分受領

（ / 枚中No. / ）

令和元年　6月5日

安曇野市議会議長　小松　洋一郎　様

安曇野市議会議員　小林　純子

一般質問発言通告書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和元年安曇野市議会　6月定例会		
発言の方法	■一問一答　□一括質問一括答弁	質問時間	２０分
答弁を求める者	■市　長　□副市長　□教育長　■他（安曇野市農業委員会 会長）		
	担当部長 ■総務部　□政策部　□財政部　□市民生活部　□福祉部 □保健医療部　■農林部　■商工観光部　■都市建設部 □上下水道部　□教育部　□他（　　）		
質問事項	SL 機関車移設訴訟（公金支出金返還請求事件）から見えてくる市政の課題について		

質問の要旨（具体的に記載してください）

平成２６年、違法な農地転用に行政が関与したと疑われる事案が発生し、住民訴訟にまで発展した。平成２８年１１月の提訴から２年、９回の口頭弁論を経て本年３月８日、長野地裁において「却下・棄却」の判決が言い渡された。

安曇野市が勝訴し、原告（市議２名）は敗訴した形だが、原告の訴えが認められた部分が複数あった。原告としては、違法性が認められたものを大事にして市政の改善につなげたいと考え、あえて控訴しない道を選んだ。そもそも、機関車移設の問題や職員の賠償を追及するつもりはなく、市が事業の違法性を認めないのでやむなく住民訴訟の形をとったものである。

ところが、市の見解はあくまでも勝訴であり、過失や故意によるものではなく、業者との共謀もなかったとして、違法性はないと主張している。

そこで、以下に質問する。

1．裁判所が認めた違法行為等について市の認識は。
2．市農業委員会が行っている農地転用の法的解釈と事務手続きについて。
3．市の勝訴をもってしても解決しない問題について、第三者機関の調査、検証が必要ではないか。